

株式会社シダー

2015年3月期第2四半期決算説明会資料



いつも春の陽だまりでありたい...



目次

- 2015年3月期第2四半期決算概況
- 2015年3月期決算見通し
- 会社概要
- 各事業について
- 今後の動向

2015年3月期第2四半期決算概況

2015年3月期決算見通し

2015年3月期第2四半期 決算概況(連結)

(百万円)	2014年3月期第2四半期		2015年3月期第2四半期		
		構成比(%)		構成比(%)	前年同四半期比(%)
売上高	5,246	100.0	5,311	100.0	101.2
営業利益	304	5.8	47	0.9	15.5
経常利益	210	4.0	△58	—	—
純利益	125	2.4	△70	—	—

売上高

前年同四半期比**101.2%**の5,311百万円

営業利益

前年同四半期比**15.5%**の47百万円

2015年3月期第2四半期 決算概況(シダー単体)

(百万円)	2014年3月期第2四半期		2015年3月期第2四半期		
		構成比(%)		構成比(%)	前年同四半期比(%)
売上高	4,975	100.0	5,040	100.0	101.3
営業利益	284	5.7	35	0.7	12.3
経常利益	194	3.9	△68	—	—
純利益	109	2.2	△74	—	—

2015年3月期第2四半期セグメント決算概況

■ セグメント売上高(連結)

(百万円)	2014年3月期第2四半期		2015年3月期第2四半期		
		構成比(%)		構成比(%)	前年同四半期比(%)
売上高	5,246	100.0	5,311	100.0	101.2
デイサービス事業	1,672	31.9	1,679	31.6	100.4
施設サービス事業	3,196	60.9	3,247	61.1	101.6
在宅サービス事業	377	7.2	384	7.2	102.0

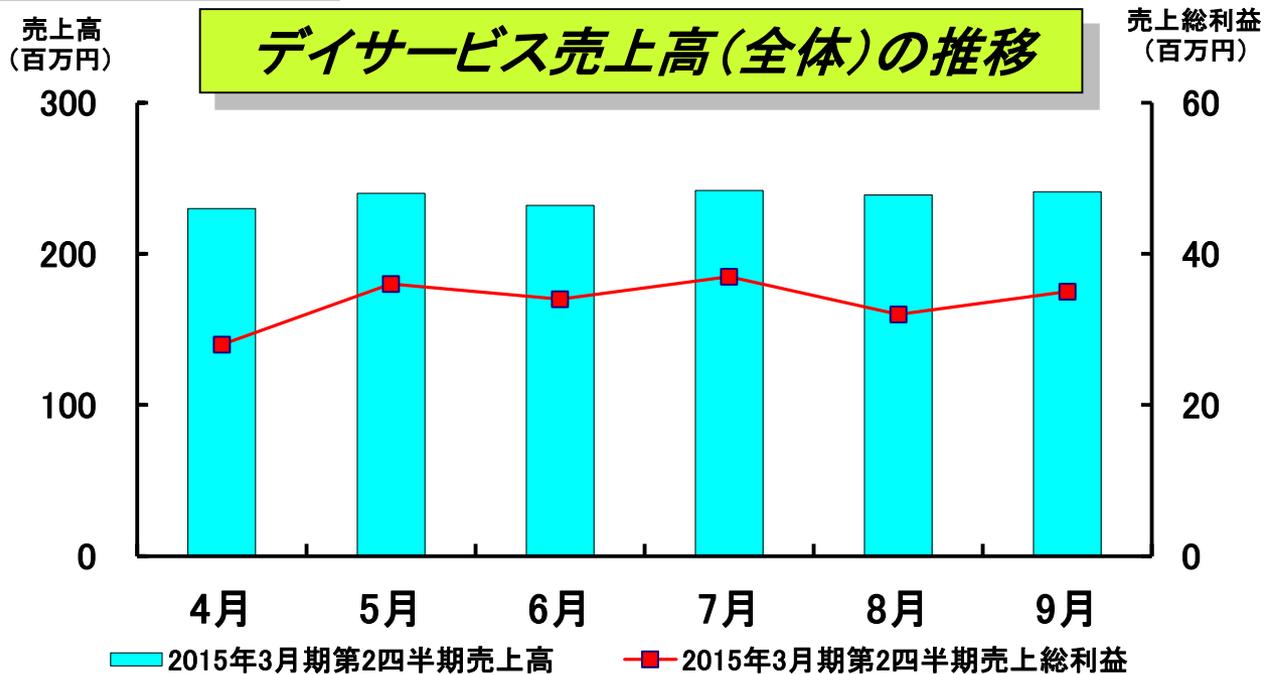
2015年3月期第2四半期セグメント決算概況

■ セグメント利益(連結)

(百万円)	2014年3月期第2四半期		2015年3月期第2四半期		
		構成比(%)		構成比(%)	前年同四半期比(%)
利益	607	100.0	367	100.0	60.4
デイサービス事業	247	40.7	187	50.9	75.6
施設サービス事業	360	59.4	185	50.4	51.3
在宅サービス事業	0	—	△4	—	—

2015年3月期第2四半期セグメント決算概況

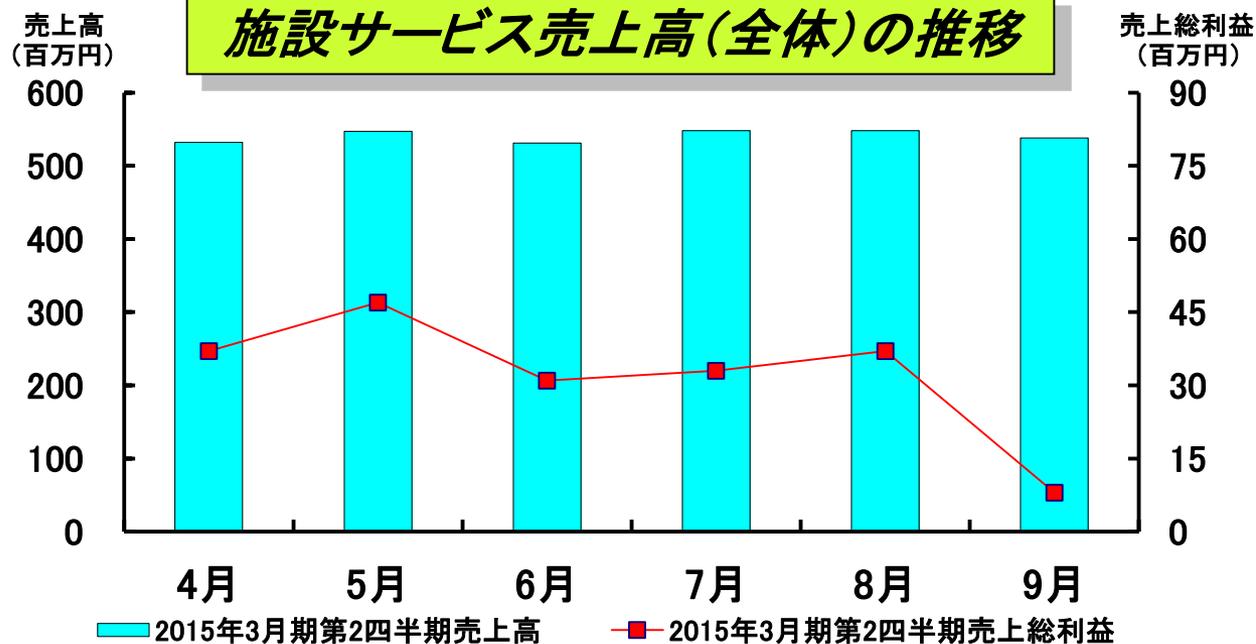
デイサービス事業



- 売上高1,679百万円
- 栃木県宇都宮市にデイサービスを新規開設（2014年8月1日開所）。

2015年3月期第2四半期セグメント決算概況

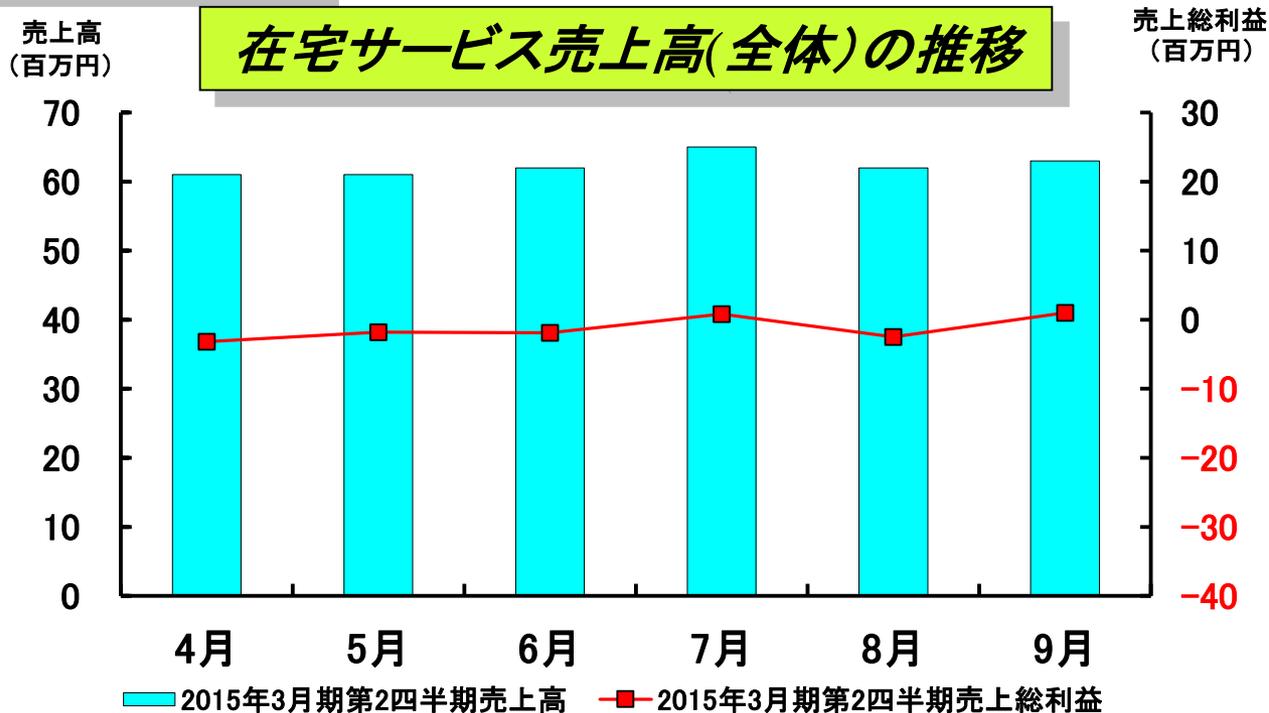
施設サービス事業



- 売上高3,247百万円
- 有料老人ホームの入居者獲得に注力し、新規施設を含む全ての居室数に対しての入居率85.3% (2014年9月30日)。
- 長野県松本市 (2014年10月1日)、静岡県静岡市 (2014年11月1日) に有料老人ホームを新規開設

2015年3月期第2四半期セグメント決算概況

在宅サービス事業



- 売上高384百万円
- 利益率改善のために人員配置や業務手順の見直し等、効率的な運営に取り組む。

2015年3月期決算見通し(連結)

(百万円)	2014年3月期		2015年3月期 (予想)		
		構成比(%)		構成比(%)	前年比(%)
売上高	10,415	100.0	10,952	100.0	105.2
営業利益	325	3.1	161	1.5	49.5
経常利益	132	1.3	△37	—	—
当期利益	77	0.7	△64	—	—

売上高

前年比105.2%の10,952百万円

・有料老人ホーム3施設、デイサービス1施設の出店予定。

営業利益

前年比49.5%の161百万円

・景気の回復傾向に伴う求人費用、人件費の上昇。
また、消費増税に係る控除対象外消費税の負担による原価、新規施設の経費が予想を上回り減収。

経常利益

132百万円から△37百万円

会社概要

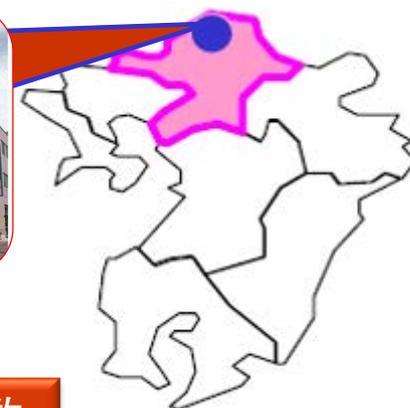
会社概要

(2014年11月30日現在)

- 設立 : 1981年4月
本社 : 福岡県北九州市
資本金 : 4億3228万円
事業内容 : デイサービス
介護付有料老人ホーム
訪問看護 (訪問リハビリ)
ホームヘルプサービス
ケアプラン
グループホーム
ショートステイ
小規模多機能型居宅介護
- 従業員数 : 単体 : 1,584名
連結 : 1,661名
- 拠点数 : 単体 : 87ヶ所
連結 : 89カ所



シダー本社ビル



リハビリ職員数

職種	人数
理学療法士	32人
作業療法士	39人
言語聴覚士	5人
トレーナー	44人
合計	120人

現在の事業所数

拠点数 89 拠点

デイサービス	31施設
有料老人ホーム	36施設
訪問看護ステーション	6施設
ヘルパーステーション	3施設
ケアプランセンター	10施設
グループホーム	2施設
小規模多機能	1施設

(2014年11月30日現在/連結)

福岡県

デイサービス14施設
 有料老人ホーム6施設
 訪問看護ステーション5施設
 ケアプランセンター6施設
 グループホーム1施設
 ヘルパーステーション3施設

山口県

デイサービス2施設
 訪問看護ステーション1施設
 ケアプランセンター1施設

岡山県

有料老人ホーム3施設
 小規模多機能型居宅介護1施設

山梨県

デイサービス2施設
 有料老人ホーム2施設

秋田県

有料老人ホーム1施設

滋賀県

デイサービス1施設

長野県

デイサービス1施設
 有料老人ホーム4施設

栃木県

有料老人ホーム1施設
 デイサービス1施設
 有料老人ホーム1施設
 グループホーム1施設

香川県

有料老人ホーム1施設

大阪府

有料老人ホーム2施設

愛媛県

有料老人ホーム1施設
 デイサービス1施設

静岡県

有料老人ホーム1施設

愛知県

有料老人ホーム1施設
 デイサービス1施設

神奈川県

有料老人ホーム1施設

千葉県

デイサービス7施設
 有料老人ホーム4施設
 ケアプランセンター2施設

埼玉県

有料老人ホーム2施設

茨城県

有料老人ホーム1施設

宮城県

有料老人ホーム1施設

北海道

有料老人ホーム3施設
 ケアプランセンター1施設



各事業について



デイサービス事業



大規模デイサービス中心の施設展開

ゆとりある空間を活かしたメリット

◎トレーニングルーム・カラオケ・シアター・大浴場・マッサージ・喫煙ルームなど各個人に合った活動を楽しめる空間造りが可能

デイサービスの施設基準

利用者**1人当たり3平方メートル**以上とすること。

〈例〉**30名**定員の場合 : $3\text{m}^2 \times 30\text{名} = \mathbf{90\text{m}^2\text{以上}}$

80名定員の場合 : $3\text{m}^2 \times 80\text{名} = \mathbf{240\text{m}^2\text{以上}}$

大規模デイサービス中心の施設展開

～デイサービス定員数～

事業所名	定員数
御幸ヶ原デイサービス	20名
八千代デイサービス	89名
薬円台デイサービス	81名
花見川デイサービス	80名
六高台デイサービス	80名
馬橋デイサービス	80名
鎌ヶ谷デイサービス	54名
新柏デイサービス	30名
小松川DS(認知症対応)	12名
甲府デイサービス	60名
甲府南デイサービス	68名
上田原デイサービス	40名
小牧デイサービス	52名
建部デイサービス	30名
森松デイサービス	60名

事業所名	定員数
下関デイサービス	137名
幡生デイサービス	30名
小文字デイサービス	82名
宇佐町デイサービス	80名
徳力デイサービス	120名
徳力DS(認知症対応)	24名
戸ノ上デイサービス	75名
黒崎デイサービス	39名
鳴水DS(認知症対応)	24名
香住ヶ丘デイサービス	71名
和白デイサービス	80名
舞松原デイサービス	64名
福岡西デイサービス	77名
古賀デイサービス	80名
行橋デイサービス	120名



新規開設施設

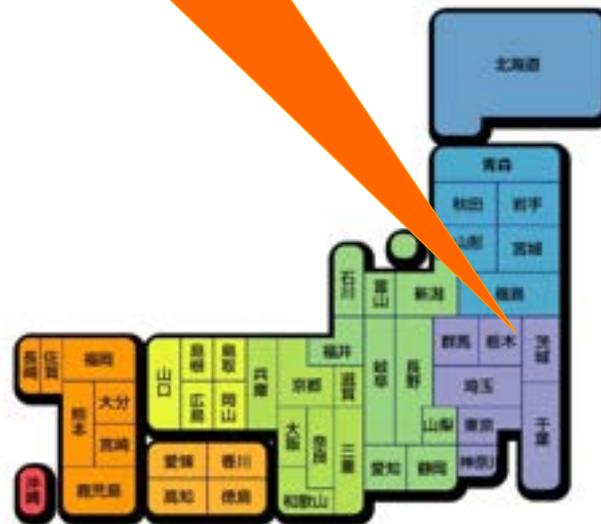


新規開設施設

～御幸ヶ原DS～
2014年8月1日開設



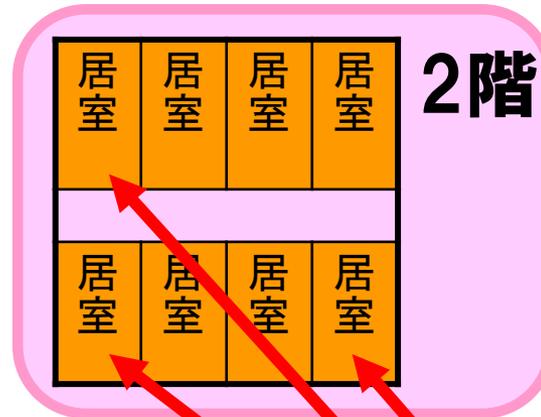
御幸ヶ原デイサービス
定員数 20名
～40名に変更申請予定～
栃木県宇都宮市





有料老人ホーム

有料老人ホームの考え方



居室では自宅に居ると同様に介護サービスを提供



1階フロアでは、スタッフがデイサービスと同等のサービスやリハビリテーションを提供





新規開設施設



新規開設施設

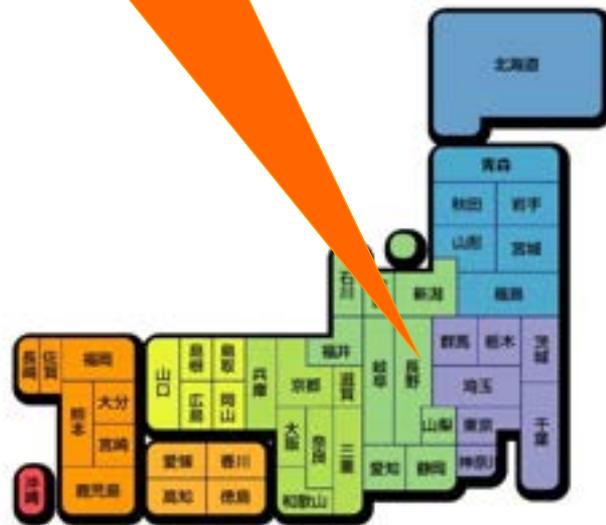
～ラ・ナシカ まつもと弐番館～
2014年10月1日開設



ラ・ナシカ まつもと弐番館

部屋数 60室

長野県松本市

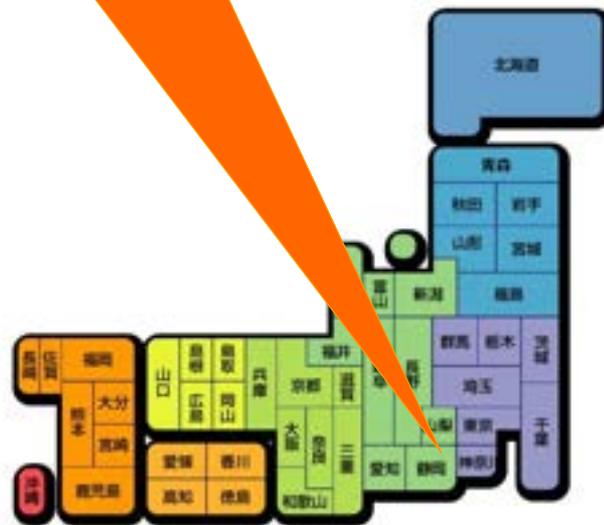


新規開設施設

～ラ・ナシカ 三保の松原～
2014年11月1日開設



ラ・ナシカ 三保の松原
部屋数 50室
静岡県静岡市

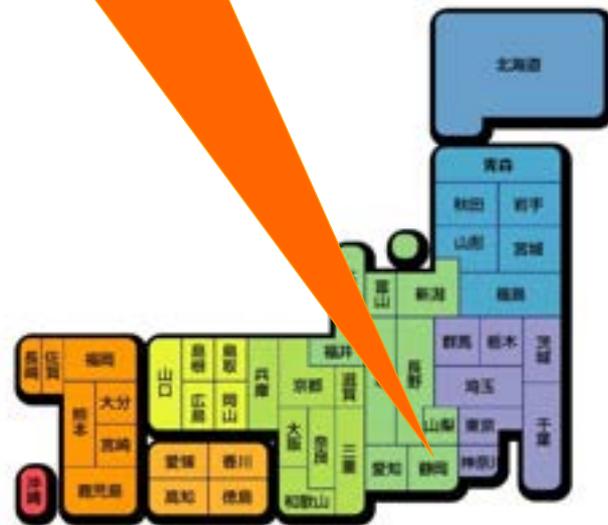


新規開設施設

～ラ・ナシカ しまだ～
2014年度末開設予定



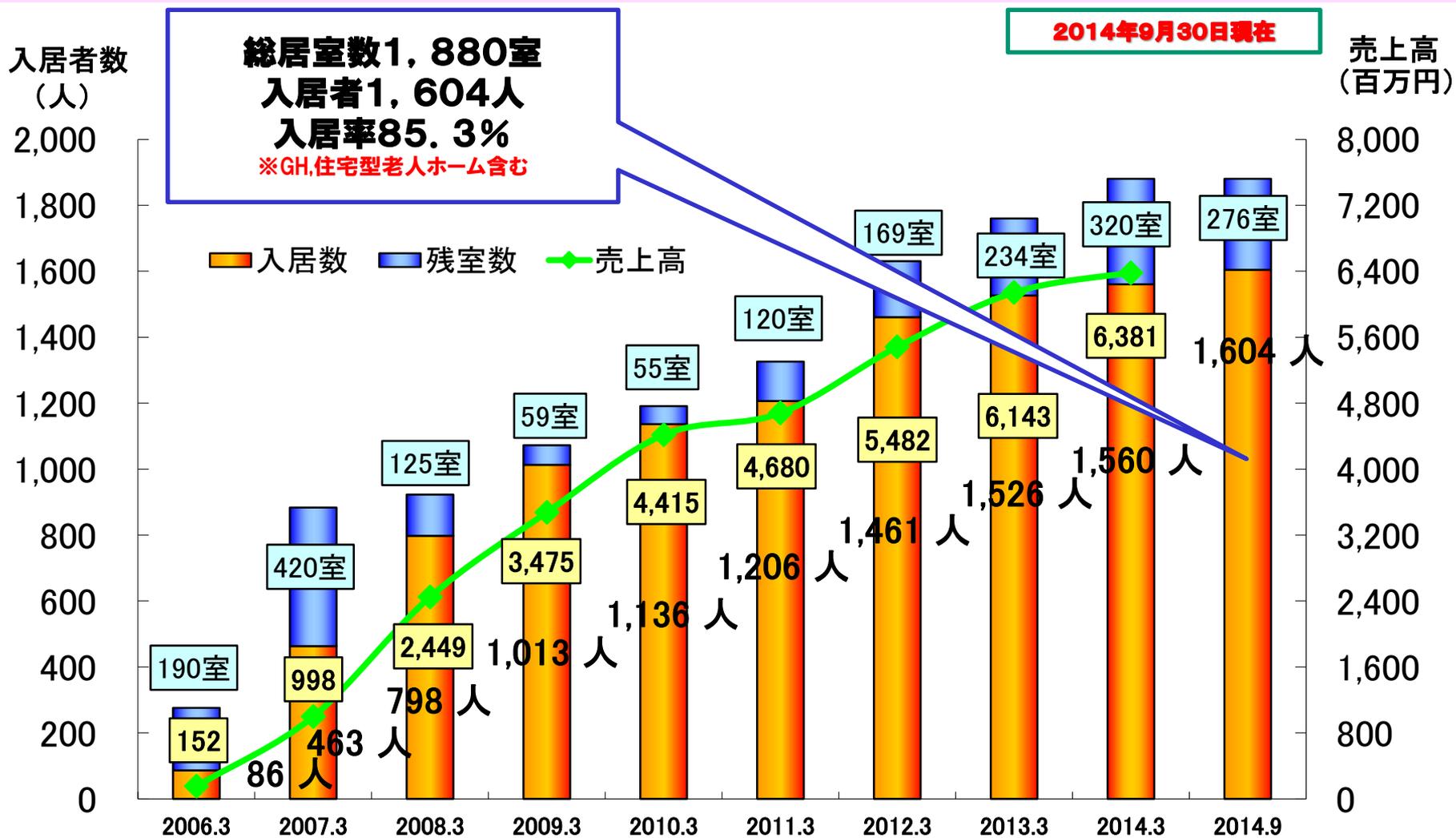
ラ・ナシカ しまだ
部屋数 60室
静岡県島田市



写真はイメージです。

施設サービス事業

入居者数・売上高推移





今後の動向



通所介護の介護報酬見直しについて

- ① 認知症(自立度Ⅲ)以上を一定割合(認知症指導者・リーダー・実践者研修修了者を専従で1名以上配置)、重度者を一定割合(看護職員を専従で1名以上)

報酬の加算

各ケアを計画的に実施するプログラムを作成
～通所介護⇒地域の連携の拠点として～

居宅サービスの機能

(地域のこれらの機能を効果的・効率的にくみあわせて高齢者の生活を支える)

生活機能の維持・向上

生活機能の維持・向上、生活援助

心身機能の
維持・向上

活動の
維持・向上

社会参加の
促進

生活援助

家族の負担軽減

家族の
負担軽減

※レスパイトは、左記の機能を発揮することで果たされる機能

認知症高齢者・重度者への対応

認知症高齢者の日常生活自立度Ⅲ以上、要介護3以上の利用者を受け入れ、かつ体制を確保している事業所は加算対象。

全ての事業所で実施すべき基本的な取組

- アセスメントに基づく個別サービス計画の立案、計画に基づくサービス提供、計画の評価及びみなおしといったPDCAに基づくサービスの提供
- 地域の他の事業所や専門職等との連携を通じたサービスの提供
- 利用者の社会性の維持

※ [] は通所介護において充実を図る機能

地域連携の拠点としての機能：医療機関や他の介護事業所、地域の住民活動等と連携し、利用者がサービスを利用しない日でも利用者を支える拠点

社保審一介護給付費分科会 第114回 資料参照

通所介護の介護報酬見直しについて

②機能訓練加算 I・II の実効性を担保する。

個別の機能訓練(在宅の生活状況・家族の状況を把握)

個別機能訓練加算 I

自立支援とに日常生活の充実に助けとなるよう複数種類のアプローチ。

≠

個別機能訓練加算 II

生活機能維持・向上に関する目標設定を行い ADL・IADLなどの活動・参加へのアプローチ。

目的・趣旨を明確にするとともに、それぞれに沿った目標設定や実施内容等の項目を明治して、それらの項目を含んだ取組を行った場合に評価をする。

加算算定の見直しを行う

地域で在宅生活が継続出来るように生活機能維持・向上に資する効果的な支援

社保審一介護給付費分科会 第114回 資料参照

通所介護の介護報酬見直しについて

小規模型通所介護

増加

地域との連携や運営の透明性確保の為
『地域密着型通所介護』等への移行(総量規制)

- 平成28年4月までの間で施行
- 運営基準の条例制定
(施行日から1年間の経過措置)

- 地域密着型通所介護等の推進

平成27～29年度

平成30年度～

現行

見直し案

都道府県指定

大規模型

【前年度1ヵ月当たり平均利用延人員数:750人越】

通常模型

【前年度1ヵ月当たり平均利用延人員数:300人越】

小規模型

【前年度1ヵ月当たり平均利用延人員数:300人以内】

指定
市町村

認知症対応型

大規模型

通常規模型

大規模型／通常規模型のサテライト事業所

地域密着型通所介護

利用定員は18人以下の予定(平成28年4月施行)

小規模多機能型居宅介護のサテライト型事業所

認知症対応型

都道府県が指定

地域密着型サービス
(市町村が指定)

社会保障審議会介護保険部会(第48回)参照

通所介護の介護報酬見直しについて

シダーのイメージする今後の展開事業展開

大規模型デイサービス

通常型デイサービス

サテライト型デイサービスの開設



下関デイサービスセンター
～2001年開設～



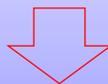
第2下関デイサービスセンター
～開設日未定～※写真はイメージです

※今後の事業イメージです。

通所介護の介護改正見直しについて

③通所介護事業所における介護予防・日常生活支援総合事業における同一事業所でのサービス提供は現行の介護予防通所介護に準ずる

・通所介護と「現行の通所介護相当のサービス」を一体的に運営する場合



現行の介護予防通所介護に準ずるものとする

2014年10月通所介護利用実績の割合

介護度	要支援1	要支援2	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
利用割合	10.2%	13.2%	15.2%	15.8%	15.9%	14.4%	15.3%
利用割合	23.4%		76.6%				

社保審一介護給付費分科会 第114回 資料参照

特定施設入居者生活介護の介護改正見通しについて

- ①介護老人福祉施設の利用者が重点化されることを踏まえ、特定施設入居者生活介護の役割が拡大することから、手厚い介護体制の確保を推進

介護老人福祉施設と同様にサービス提供体制強化加算の創設

		単位数	要件
サービス提供体制強化加算	(Ⅰ)	12単位／日	介護職員の内、介護福祉士の占める割合が50%
	(Ⅱ)	6単位／日	看護・介護職員の内、常勤職員の占める割合が75%
	(Ⅲ)	6単位／日	勤続年数3年以上の者の占める割合が30%

シダ－の対象施設

		対象事業所数
サービス提供体制強化加算	(Ⅰ)	2事業所
	(Ⅱ)	32事業所
	(Ⅲ)	19事業所

特定施設入居者生活介護の介護改正見直しについて

②認知症高齢者への対応によって増加する負担に対する評価や、積極的な受け入れを促進する観点からも、認知症専門ケア加算を創設

		単位数	要件
認知症専門 ケア加算	(Ⅰ)	3単位／日	・日常生活自立度のランクⅢ以上の者の占める割合が50% ・認知症介護実践リーダー研修」の修了者を、日常生活自立度のランクⅢ以上の者が20人未満の場合は1名配置。
	(Ⅱ)	4単位／日	・(Ⅰ)の要件を満たし、「認知症介護指導者研修」の修了者を1名配置。

認知症対応型施設の開設

社保審一介護給付費分科会 第112回 資料参照



ラ・ナシカ あきた



ラ・ナシカ みさと



ラ・ナシカ 三保の松原



ラ・ナシカ うえだ



ラ・ナシカ ちの



ラ・ナシカ まつもと三番館

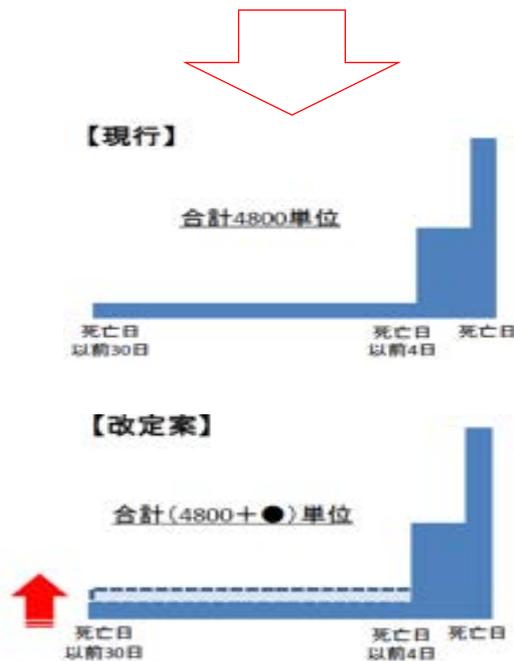


ラ・ナシカ よこすか

特定施設入居者生活介護の介護改正見通しについて

③看取り加算の充実 新たな要件を増やすことにより、手厚い看取り介護を行う

- ・入居者の日々の変化を記録し、多職種で共有・連携を図り、看取り期早期より入居者及び、その家族等の意見を尊重し看取り介護を行う。
- ・当該記録等により、入居者及びその家族等への説明を適切に行うことを追加し、死亡日以前4日以上30日以下における手厚い介護を実施。
- ・特定施設における看取り介護の体制構築強化をPDCAサイクルにより推進する。



体制の整備

- ・「看取りに関する指針」の策定
- ・入居者又はその家族等への指針の説明
- ・看取りに関する職員研修
- ・医師、看護職員(24時間の連絡できる体制の確保)、介護職員(看護職員不在時の対応の周知)等の連携体制の整備
- ・個室又は静養室の整備
- ・救急搬送のための連絡体制の整備

看取り介護

- ・「看取り介護に係る計画」の作成
- ・入居者又はその家族等への計画の説明
- ・多職種連携のための情報共有(入所者の日々の変化の記録)
- ・入居者又はその家族等への文書による情報提供(説明支援ツールの活用)
- ・弾力的な看護職員体制(オンコール体制又は夜勤配置)
- ・家族の悲嘆への援助

体制の改善

- ・「看取りに関する指針」の見直し
- ・看取りに関する報告会の開催
- ・入居者及びその家族等、地域への啓発活動(意見交換)

振り返り

- ・看取り後のケアカンファレンス
- ・職員の精神的負担の把握と支援

※ 新たに求める事項には、アンダーラインを付記

在宅サービスの介護改正見直しについて

訪問リハ

- ・訪問看護の理学療法士等の訪問と訪問リハビリテーションの基本的な報酬評価を合わせる。
- ・訪問看護の理学療法士等の訪問に対しても、訪問リハビリテーションと同様なリハビリテーションマネジメントの充実を推進する為の加算を新設する。

訪問看護費 (指定訪問看護ステーションの場合)	看護職員による訪問 (所要時間20分未満の場合)	318単位
	理学療法士等による訪問 (1回につき)	318単位
訪問リハビリテーション費	訪問リハビリテーション費 (1回につき)	307単位

社保審一介護給付費分科会 第114回 資料2参照

ケアプラン

特定事業所加算の要件が厳しくなり、減算が予想される(全事業対象)。

要件:居宅介護支援事業所は公平中立な立場で、利用者に必要なケアプランを組み込むことが本来の目的。正当な理由がないのに、**居宅介護支援事業所が選ぶサービスの比率が一定(現状は90%)以上が特定のサービス事業者に集中すれば減算の対象に。**

今後の課題

- ①公募の件について
計画的な事業展開が難しい。

- ②人材の件について
景気の上昇傾向と人口減少を受け、介護人材の確保がこれまで以上に困難な状況になっている。

- ③制度リスクについて
今後の介護報酬の改定による制度リスクの問題

本資料の取り扱いについて

本資料は株式会社シダーの事業及び業界動向についての株式会社シダーによる現在の予定、推定、見込み又は予想に基づいた将来の展望についても言及しています。これらの将来の展望に関する表明は様々なリスクや不確かさが内在しております。既に知られたもしくは今だに知られていないリスク、不確かその他の要因が、将来の展望に対する表明に含まれる事柄と異なる結果を引き起こさないとも限りません。株式会社シダーは将来の展望に対する表明及び予想が正しいと約束することはできず、結果は将来の展望と著しく異なるか、更に悪いことも有り得ます。

本資料における将来の展望に関する表明は、2014年12月3日現在において利用可能な情報に基づいて株式会社シダーにより2014年12月3日現在においてなされたものであり、将来の出来事や状況を反映して将来の展望に関するいかなる表明の記載をも更新し、変更するものではありません

2014年12月3日 株式会社シダー